

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 2 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・あべ文部科学大臣、斎藤財務副大臣、竹内経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）今枝宗一郎君（自民）、吉川元君（立憲）、安藤じゅん子君（立憲）、眞野哲君（立憲）、西田薫君（維新）、日野紗里亜君（国民）、浮島智子君（公明）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

今枝宗一郎君（自民）

- （1） 2026年アジア・アジアパラ競技大会について
 - ア 大会開催に向けた政府の支援の現状及び今後の対応
 - イ 財政支援の在り方に関するあべ文部科学大臣の見解
- （2） 次世代半導体について
 - ア 研究拠点や工場等の適地に関する経済産業省の見解
 - イ 日本への新たな工場の進出を支援する意思の有無
 - ウ N T Tが開発したメンブレン技術を活用して、新たな光電融合技術及び半導体工場を国内に誘致すべきという意見に対する経済産業省の見解
- （3） 学校給食費の無償化について、地元農林水産品を使用した給食を実現するための国による予算措置の必要性
- （4） 教育無償化に係る財源について、文部科学省予算だけでなく政府全体で行財政改革を行うことで確保することの確認

吉川元君（立憲）

- （1） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について
 - ア 現行法についてのあべ文部科学大臣の認識
 - イ 給特法と労働基準法の関係に関する令和元年 12 月 3 日の参議院文教科学委員会における当時の文部科学大臣の答弁内容及びあべ文部科学大臣が同様の認識を持っているかの確認
- （2） 令和 4 年度教員勤務実態調査について
 - ア 文部科学省が示した 25 項目が全て校務であること及び 25 項目以外で在校等時間の対象となるものがないことの確認
 - イ 平成 28 年度調査に比べ、成績処理に係る業務時間が減少した理由
 - ウ 成績処理を持ち帰って行うようになったために時間減少したという推測に対するあべ文部科学大臣の見解
 - エ 持ち帰り時間を在校等時間と考えるべきという意見に対するあべ文部科学大臣の見解
 - オ 文部科学省が示した項目のうち、朝の業務、授業（主担当）及び（補助）、授業準備、学習指導、成績処理を足した時間及び正規の勤務時間からその時間を引いた時間

安藤じゅん子君（立憲）

- （1） 教科書検定の今後の進め方
- （2） デジタル教科書導入後の成果及び今後の検討状況
- （3） 教員を確保するための文部科学省の取組

(4) 復職支援プログラムの課題及び今後の方策

(5) 大学の秋入学の検討状況

(6) いじめ対策について

ア いじめ防止対策推進法、基本的方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの周知方法

イ いじめゼロ学校への文部科学省の見解及び対応

眞野哲君（立憲）

(1) 大学院の新設基準及び東海国立大学機構の東濃地区への大学院設置の進捗状況

(2) 小中学校の統合について

ア 統合要件

イ 通学の負担を軽減するための遠隔授業の活用に対する文部科学省の見解

(3) 学校における交通安全教育について

ア 現状に対する警察庁の見解

イ 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード」）の事故発生率を踏まえ、警察庁が国土交通省と連携して対応する必要性

(4) リカレント教育と進化型実務家教員養成プログラム（TEEP）について

ア あべ文部科学大臣の認識

イ 文部科学省と厚生労働省が連携したリカレント教育の進め方及びTEEPの修了生を教員として活用することに対する文部科学省の見解

西田薫君（維新）

(1) 高等学校等就学支援金制度について

ア 外国人生徒も支援の対象となることに関して、制度の創設時期、背景及び運用状況

イ 制度の在り方を再検討する必要性に対するあべ文部科学大臣の見解

(2) 次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）事業について

ア 概要

イ 創設趣旨

ウ 経済的な支援を必要とする日本人の学生を支援する制度にすべきとの意見に対するあべ文部科学大臣の見解

(3) 中国との修学旅行の相互受入れの推進について

ア 相互受入れの推進を見直すべきとの意見に対するあべ文部科学大臣の見解

イ 文部科学大臣から外務大臣に対し、安全確保のため相互受入れの推進を見直すよう要望する必要性

(4) 北朝鮮による拉致問題について

ア あべ文部科学大臣の認識

イ 風化させないための取組

ウ 全国の都道府県教育委員会に対して、アニメ「めぐみ」を学校において視聴するよう通知すべきとの意見に対するあべ文部科学大臣の見解

(5) 公教育における反日的な思想教育を正常化すべきとの意見に対するあべ文部科学大臣の見解

日野紗里亜君（国民）

(1) 部活動の地域移行について

- ア 推進に当たってのあべ文部科学大臣の意気込み
 - イ いわゆるCSR（企業の社会的責任）について、学校教育への支援や部活動への協力もその一環であるとしてモデル事例等を国として発信していく必要性
 - ウ 部活動の担い手確保のため、大企業に対し、アスリートや文化芸術人材を雇用する努力義務を課すべきとの考えについてのあべ文部科学大臣の見解
- (2) プール施設の安全管理について
- ア 利用者数や施設規模に応じた監視員の最低配置人数を法令で義務付ける必要性
 - イ 監視業務に従事する者に対し、心肺蘇生法やAEDの使用等を含む研修を義務付けるとともに、健康管理体制を制度化する必要性
- (3) 一定の専門的知識と判断力を有する安全指導員を制度として位置付け、スポーツ施設への配置を促す必要性

浮島智子君（公明）

- (1) 令和7年度から開始した多子世帯の学生等に対する大学等の授業料等無償化制度においては、地方税法の扶養親族である子供が3人以上である世帯を対象としているところ、地方税法上扶養とはならない特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）の対象となる子供についても制度の対象とする必要性
- (2) 部活動について
- ア 生徒が部活動に参加する際の負担金額
 - イ 経済的に困窮している世帯の生徒が、部活動から移行した地域クラブ活動に参加する際の国の支援の現状
 - ウ 部活動改革推進のため、国が地方公共団体の取組に対し十分な財政支援を行う必要性
- (3) 障害のある児童生徒の体育授業への参加について
- ア 実態
 - イ 障害の有無にかかわらず共に学ぶ体育授業の充実に向けての取組
- (4) 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けて大学学部を卒業し教職に就いた者について、奨学金返還免除制度の対象に加える必要性

大石あきこ君（れ新）

- (1) 大阪府において、小・中・高等学校の遠足の行き先を大阪・関西万博とすることを強制する実態があるとの指摘についてのあべ文部科学大臣の見解
- (2) 国として、「学校単位で大阪・関西万博に行かなくてもよい」旨の告知・通知を出すべきであるとの指摘についてのあべ文部科学大臣の見解
- (3) 修学旅行や遠足の行き先については各学校で決められるべきとする教育基本法上の根拠
- (4) (3)の根拠が教育基本法第16条にあることの確認
- (5) 「学校単位で大阪・関西万博に行かなくてもよい」旨、文部科学大臣が発言すべきであるとの指摘についてのあべ文部科学大臣の見解
- (6) 令和7年3月18日に開催された「第4回日本・イスラエル外務・防衛当局間協議」の開催目的